

審査基準整理票

処 分 名	大津市勤労福祉センター大会議室等の使用の許可		
根拠法令名	大津市勤労福祉センター条例(昭和60年条例第2号)	第4条第1項	
基準法令名	大津市勤労福祉センター条例(昭和60年条例第2号) 大津市暴力団排除条例(平成23年条例第49号)	第4条第2項 第8条	
所管部署	指定管理者：株式会社ハウズビルシステム (所管 産業観光部商工労働政策課工業・労政グループ)		
標準処理期間	7日	法定処理期間	一日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内 容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>大津市勤労福祉センター条例第4条第2項各号又は大津市暴力団排除条例第8条に規定する暴力団を利すると認めるときに該当しないことを基準とし、大津市勤労福祉センター条例第4条第2項第3号に規定する「その他センターの管理上支障があると認められるとき。」とは、大津市勤労福祉センターの管理運営に関する規則第6条各号に規定する事項を順守しないおそれがあると認められるときとする。</p> <p>【根拠法令】 大津市勤労福祉センター条例 第4条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者に申請し、使用の許可を受けなければならない。この場合において、指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、使用の許可について、必要な条件を付することができる。</p> <p>【基準法令】 大津市勤労福祉センター条例 第4条 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用の許可をしない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) センターの施設又は設備を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。 (3) その他センターの管理上支障があると認められるとき。</p> <p>大津市勤労福祉センターの管理運営に関する規則 第6条 センターを使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を順守しなければならない。 (1) 許可を受けないで、物品を展示し、又は印刷物、ポスター等を配布し、若しくは掲示しないこと。 (2) センター及びその敷地内において喫煙しないこと。 (3) 他の使用者の迷惑となるような行為をしないこと。 (4) 使用した設備、備品等は、原状に復し、清掃すること。 (5) その他センターの管理上必要な指示に反する行為をしないこと。</p>			

大津市暴力団排除条例

第8条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設の使用の許可の申請があった場合又は当該公の施設の使用の許可をした後において、当該使用が暴力団を利すると認めるときは、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定による場合のほか、当該使用を許可せず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める当該他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。